

重 要

事務連絡

平成 30 年 8 月 4 日

各 位

三 原 商 工 会 議 所

政府からの支援策について（緊急通知）

この度、西日本を襲った記録的な豪雨により、被災された多くの方々にお見舞い申し上げますと共に、一日でも早く事業活動に戻れますことを心より祈念いたします。

さて、8月2日政府より、この度の豪雨災害で被災された中小企業者に対し、中小企業者がグループで復興事業計画を作って自治体の認定を受ければ、店舗や工場、生産設備などの普及費用の**最大4分の3を補助**し、残りの事業者負担分も**無利子で融資**する支援策を決定いたしました。

つきましては、本所がグループの取りまとめ役となり、復興事業計画を作成し自治体の認定をうける所存でありますので、8月1日発送の商工みはら同封の「平成30年7月豪雨による災害の被害調査の調査票」または、本所ホームページ「平成30年7月豪雨による災害に関する特別相談室」の中の「平成30年7月豪雨による災害被害調査(*1)」から被害状況を8月17日（金）までにお知らせくださいますようお願い申し上げます。

この調査を基に、被害の全貌を把握し復興事業計画の作成に反映させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、提出いただきました調査票は、国・県・市に対して情報の提供を行いますが、復興事業計画の作成・要望活動以外使用いたしません。

(*1) 平成30年7月豪雨による災害被害調査

【 URL 】 http://www.mhr-cci.or.jp/enq/180700_gouusaigai.html

※調査票では回答期限を8/24（金）にしておりますが、被害にあわれた場合は、**8/17（金）までにご回答**をお願いいたします。

(同封書類)

平成30年7月豪雨により被災された中小企業の皆様へ中小企業庁からのご案内リーフレット（第1版 8/3）

各種支援策について、8月下旬以降に公募開始予定となります。公募に併せた説明会の開催も予定しております。本所のホームページでも情報発信をいたしますのでご確認くださいませようようお願い申し上げます。（<http://www.mhr-cci.or.jp/>）

平成30年7月豪雨により 被災された中小企業の皆様へ

第1版 (8/3)

中小企業庁
からの
ご案内

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、
事業継続、再開に向けた各種支援策を講じます。



グループ補助金により復旧・復興を後押し

複数の中小企業等がグループを形成して取り組む復興のための施設復旧等を支援します

制度概要

公募開始時期：調整中

- 中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

対象者

・平成30年7月豪雨により被害を受けた以下の者

- 中小企業者
- 中小企業事業協同組合等

※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要

※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

条件等

● 補助率：

- ・中小企業者等：3/4 (国1/2、県1/4)
- ・中堅企業等：1/2 (国1/3、県1/6)

● 上限額：調整中

- 対象費目：施設、設備の復旧費用等
(資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む)



持続化補助金により小規模事業者の事業を再建

被害を受けた小規模事業者が商工会・商工会議所と一体で取り組む事業再建を支援します

制度概要

公募開始時期：8月下旬以降

- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

対象者

・平成30年7月豪雨により影響を受けた小規模事業者
(間接被害を含む)

※商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者

※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

条件等

● 補助率：2/3

● 上限額：200万円

● 対象費目：

機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

三原商工会議所 経営指導課 電話：0848-62-6155

〒723-8555 三原市皆実4-8-1 FAX：0848-62-5900

URL：<http://www.mhr-cci.or.jp/>



災害復旧貸付等により資金繰りを支援

被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援します

制度概要

条件等

- ①日本政策金融公庫が、今次災害で直接被害を受けた事業者に対して、最大1億円まで基準金利から0.9%引下げて融資を行います。また、間接被害や風評等による被害を受けた事業者に対する融資も行います。
- ②信用保証協会が、今次災害で直接・間接・風評被害を受けた事業者に対して、一般保証（80%、2.8億円）とは別枠（100%、2.8億円）での信用保証を行います。また、災害救助法適用地域の直接被害者には、更に別枠（100%、2.8億円）で保証します。
- ③中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。



商店街災害復旧等事業により被災商店街を支援

被害を受けた商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を支援します

制度概要

公募開始時期：調整中

- 災害により被害を受けた商店街等が行う、アーケードの改修等や、商店街によるにぎわい創出に取り組む費用を支援します。

対象者

●平成30年7月豪雨により被害を受けた商店街組織
※施設復旧は交付決定前の事業も対象とすることが可能です。

条件等

- 補助率：施設復旧：3/4（国1/2、県1/4）
・にぎわい創出：定額（上限：100万円）
- 対象費目：施設復旧：アーケードの改修等にかかる費用
・にぎわい創出：にぎわい回復のための事業費用



ものづくり補助金により設備投資を支援

二次公募における優先採択や、既採択者への柔軟な対応を行います

制度概要

公募期間：8/3～9/10

- 中小企業の革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

条件等

- 補助率：2/3または1/2
- 対象費目：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費



ミラサポ専門家派遣により経営課題を解決

相談窓口で電話1本で専門家を派遣します

制度概要

- 収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、個々の課題に応じた専門家を派遣します。

対象者・条件等

- 平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者
- 派遣は原則3回まで無料

詳細は、「被災中小企業者等支援策ガイドブック」をご覧ください → (各府県版)



中小企業庁 H P

中小企業庁平成30年7月豪雨 |

検索

